

介護保険

特定福祉用具・住宅改修の手引き



大子町役場福祉課 高齢介護担当
TEL 0295-72-1135

令和7年4月

目 次

特定（介護予防）福祉用具購入について

1	特定（介護予防）福祉用具購入とは-----	1
2	対象者-----	1
3	利用限度額-----	1
4	特定（介護予防）福祉用具品目-----	2
5	支払いの方法-----	3
6	福祉用具購入に関する注意事項-----	3. 4
7	申請の流れ（受領委任払い）-----	4. 5
8	申請の流れ（償還払い）-----	5
9	同一品目の再購入-----	6
10	生活保護を受けている方の申請-----	6
○	特定（介護予防）福祉用具購入 Q&A-----	6～8

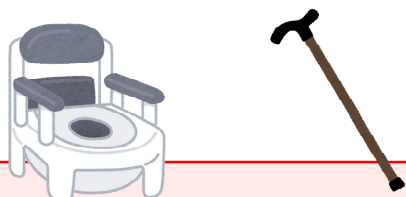
住宅改修について

1	住宅改修とは-----	9
2	対象者-----	9
3	対象となる住宅-----	9
4	利用限度額-----	9
5	住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取り扱いについて	10
6	住宅改修の対象種目-----	10～13
7	支払の方法-----	13. 14
8	住宅改修に関する注意事項-----	14. 15
9	申請の流れ-----	15～17
10	施工業者について-----	17
11	他市町村からの転入について-----	17
12	その他-----	17. 18
○	住宅改修 Q&A-----	18～26
○	大子町ホームページ掲載申請書等-----	27

特定（介護予防）福祉用具購入について

1 特定（介護予防）福祉用具購入とは

要介護者・要支援者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減をはかるためのサービス。介護保険における福祉用具は、原則「貸与」が基本であるが、「貸与になじまないもの」（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの等）を対象に、特定福祉用具として購入ができる。



変更ポイント

一部の福祉用具は貸与と購入の選択が可能（令和6年4月から）。固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助杖（松葉杖を除く単点及び多点杖）については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入の選択が可能。

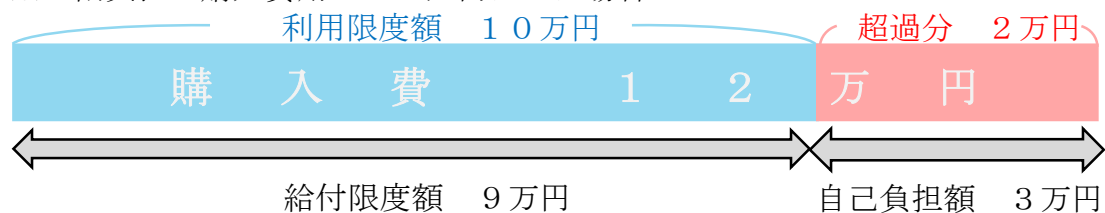
2 対象者

要支援1、要支援2又は要介護1以上の認定を受け、在宅で生活している方。
（基本チェックリストによる事業対象者の方は対象外）

3 利用限度額

1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき利用限度額は10万円。購入金額が10万円を超える場合は、超過分が全額自己負担となる。また、介護保険負担割合証に記載された負担割合により、自己負担額が異なる（1割、2割又は3割）。

※1割負担で購入費用が12万円だった場合



4 特定（介護予防）福祉用具品目（8種目）

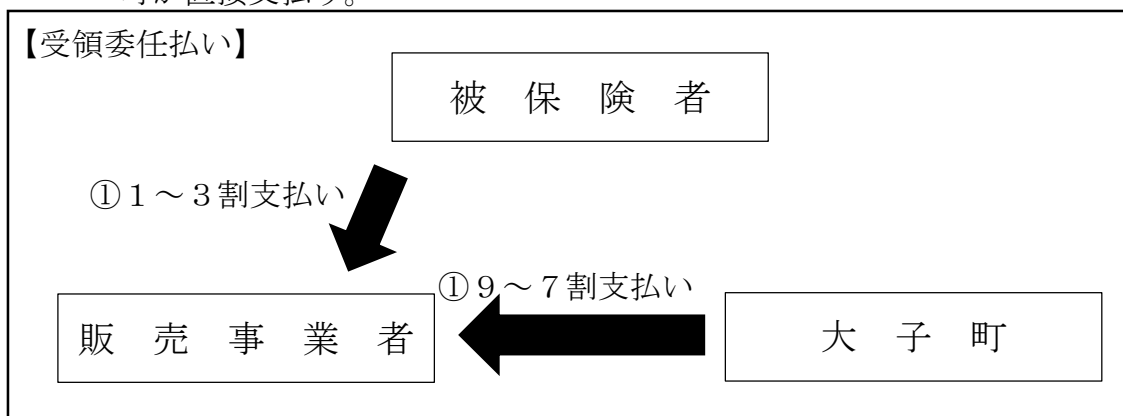
厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（厚生省告示第九十四号）

種目	品目・詳細
腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
	洋式便器の上に置いて高さを補うもの
	電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
	便座・バケツからなり、移動可能である便器（居室で利用可能なものに限る）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの
排泄予測支援機器	要介護者の膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要介護者またはその介護者に通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす（浴室内に置いて洗身のために使用するもの）
	浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）
	浴槽内いす（浴槽内に置いて利用するもの）
	入浴台 （浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの）
	浴室内すのこ （浴室内において段差の解消を図ることができるもの）
	浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）
	入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水の為に工事を伴わないもの
移動用リフトの吊り具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
固定用スロープ	スロープのうち、敷居等の小さい段差の解消に使用し頻繁な持ち運びを要しない物
歩行器（歩行車除く）	脚部が全て枝先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器 車輪・キャスターがついている歩行車は除く
歩行補助杖	カナディアン、クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る

5 支払いの方法

(1) 受領委任払い制度 ※必ず負担割合証を確認すること。

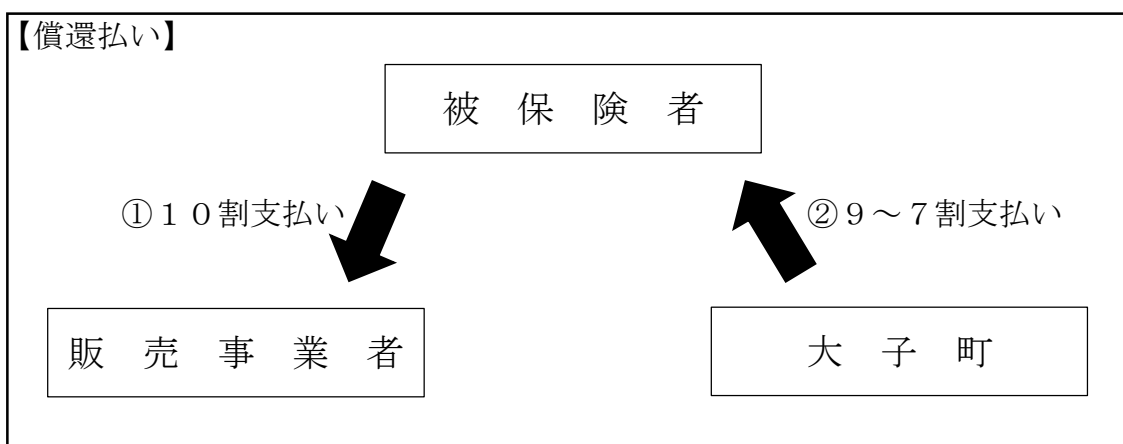
特定（介護予防）福祉用具の購入時に、被保険者が自己負担分（利用限度額を超える場合は、超過分の額を含む）を販売事業者へ支払う。その後、保険給付分は、被保険者から受領を委任された販売事業者へ町が直接支払う。



(2) 償還払い制度

特定（介護予防）福祉用具の購入時に、被保険者が一旦、費用の全額を販売事業者へ支払う。その後、町から被保険者に保険給付分を支給。

※現金給付は行っていないため、申請書に口座を記入すること。



6 福祉用具購入に関する注意事項

① 特定指定（介護予防）福祉用具販売業者以外から購入した場合

特定指定（介護予防）福祉用具販売業者以外は、給付対象外。

また、特定指定（介護予防）福祉用具販売業者であっても、インターネットや通信販売等で購入した場合は、給付対象外。

②要介護認定申請中又は入院(入所)中の方について

●申請中

要介護認定申請日以降の購入（領収日）であれば、支給対象とする。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外（全額自己負担）となるため、事前に被保険者及び家族等への説明が必要。

●入院(入所)中

入院(入所)中に購入した福祉用具は支給対象外。しかし、退院(退所)予定に伴い事前に購入した福祉用具については、退院(退所)後の利用実績ができれば、支給対象とする（申請日は、退院(退所)日以降）。退院(退所)後の利用ができなくなってしまった場合は、支給対象外（全額自己負担）。

③付随費用について

運搬費、送料、組み立て費及び設置費は、福祉用具そのものの対価ではないため、支給対象外。

④商品の発注後に被保険者が死亡してしまった場合について

被保険者の利用実績がない福祉用具については、支給対象外。発注から納品まで日数がかかるものについては、事前に被保険者及び家族等への説明が必要。

⑤自宅以外で福祉用具を使用したい場合について

原則として、生活の拠点である自宅以外は、支給対象外。しかし、介護の必要性等の理由により、家族宅に生活の拠点を移す場合は、支給対象とする。

7 申請の流れ（受領委任払い）

(1) ケアマネジャー等に相談

担当のケアマネジャー等に相談。場合によっては、購入費の全額が被保険者負担になる場合があるので、十分に検討すること。

(注意事項・Q&A参照)



(2) 特定（介護予防）福祉用具の購入・支払い

特定（介護予防）福祉用具購入後に販売事業者へ代金（受領委任払いの場合は利用者負担分）を支払い、領収書を受け取る。



(3) 支給申請

販売事業者やケアマネジャー等をとおして、次の書類を保険者に提出。

- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- ・介護保険給付に係る受領委任払いの同意書
- ・販売事業者が発行した領収書（自己負担分）



(4) 支給決定

保険者で申請書類を審査し支給・不支給の決定を行い、販売事業者宛に通知のうえ申請書に記入した口座へ支給。

8 申請の流れ（償還払い）

(1) ケアマネジャー等に相談

担当のケアマネジャー等に相談。場合によっては、購入費の全額が被保険者負担になる場合があるので、十分に検討すること。

（注意事項・Q&A参照）



(2) 特定（介護予防）福祉用具の購入・支払い

特定（介護予防）福祉用具購入後に販売事業者に代金（償還払いの場合は全額）を支払い、領収証を受け取る。



(3) 支給申請

販売事業者やケアマネジャー等をとおして、次の書類を福祉課に提出。

- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払い用）
- ・販売事業者が発行した領収書（全額）
- ・パンフレット等の写し



(4) 支給決定

保険者で申請書類を審査し支給・不支給の決定を行い、販売事業者宛に通知のうえ申請書に記入した口座へ支給。

9 同一品目の再購入

原則として、同一品目の再購入は、保険給付の支給対象外。しかし、次の場合については対象となる場合があるので、事前にケアマネジャーを通じて保険者に相談すること（特定福祉用具（同一品目）再購入理由書を提出）。

(1) 特定（介護予防）福祉用具が破損し、使用に影響のある場合

例えば、経年劣化で破損した場合など

※福祉用具の破損個所が確認できる写真を添付すること

(2) 被保険者の身体状況が大きく変わった場合。

(3) 特別の事情がある場合 Q&A参照

10 生活保護を受けている方の申請

購入前に生活保護の実施機関への事前相談が必要

特定（介護予防）福祉用具購入 Q&A

【領収証について】

Q 家族や親族が支払いをした場合であっても、領収書の宛名は被保険者本人でなければならないのか。

A 介護保険の支給対象となるのは被保険者本人になるので、宛名は被保険者名である必要がある（名字だけでは、受理不可。）

【同居家族の同一品目購入】

Q 同居している被保険者2名が、それぞれ同一品目を購入した場合は、支給対象となるか。

A 支給対象とする。福祉用具は、衛生的な理由等で貸与になじまない性質のものを保険給付の支給対象としているので、各被保険者の必要性に応じて購入し、支給申請すること。

【老人ホーム等での使用】

Q 老人ホーム等へ入居している被保険者が、居室内においてのみ使用する場合は、支給対象となるか。

A 老人ホーム等は、高齢者が入居することが前提で整備されているため、一般的には福祉用具購入の必要はないと考えられる。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となる場合もある。

【要介護認定申請中の購入（更新）】

- Q 要介護認定申請中（更新）だが、認定有効期間の満了日後に購入する場合、注意すべきことはあるか。
- A 更新後の認定結果が非該当となった場合は、認定有効期間の満了日後に購入した福祉用具は支給対象外（全額自己負担）となるので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要。

【要介護認定申請中の購入（区分変更）】

- Q 要介護認定申請中（区分変更）だが、購入した福祉用具は支給対象となるか。
- A 支給対象とする。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外（全額自己負担）となるので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要。また、区分変更の申請中に福祉用具を購入した場合、支給申請は区分変更の認定結果が出た後に行う必要がある。

【施設入所後の支払い】

- Q 福祉用具を自宅へ納品後、支払前に施設へ入所となったが、支給対象となるか。
- A 領収書の日付が入所日以降である場合は、支給対象外。

【死亡後の申請】

- Q 購入費の支払前に被保険者が死亡した場合は、支給対象となるか。
- A 被保険者の利用実績があれば、支給対象とするが、支給申請者と領収書の宛名は相続人になる。

【特殊尿器】

- Q しびんは福祉用具購入の支給対象となるか。
- A 福祉用具購入対象種目の中には、自動排泄処理装置の交換可能部品があるが、尿が自動的に吸引されるものとなっているため、しびんは支給対象外。

【腰掛便座】

- Q 腰掛便座には、家具調や暖房機能付き等の商品があるが、高額なものであっても、支給対象となるか。
- A 金額にかかわらず、厚生労働大臣が定めた福祉用具の種目に含まれるもの、及び保険者（大子町）が福祉用具として認めるものについては、支給対象とする。

【入浴補助用具】

Q 浴室で使用する滑り止めマットは、支給対象となるか。

A 滑り止めマットは、福祉用具購入の支給対象外。

【部品の交換】

Q 福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、支給対象となるか。

A 製品の構造上、部品交換できる部品について、保険者（大子町）が交換することを必要と認めた場合には、支給対象とする（予備分の部品購入費は支給対象外）。

【同一種目の購入】

Q 同一種目の福祉用具の購入は原則1回であるが、次のような場合は、支給対象となるか。

①和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を購入し使用しているが、夜間に居室で使用するため、ポータブルトイレを新たに購入する場合。

②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽用手すりを同時購入する場合。

A ①・②ともに、保険者（大子町）が必要と認めた場合には、支給対象とする（支給申請書に必要性を明記すること）。

Q 転居により、現在使用している福祉用具では対応できなくなり、同一品目を再購入した場合は、支給対象となるか。

A 浴室用すのこ等、転居先で用具のサイズ等に支障が生じ、使用できなくなった場合に限り、支給対象とする。転居前に購入した福祉用具が使用できるような環境では認められない。

住宅改修について

1 住宅改修とは

在宅の要介護者・要支援者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、生活環境を整えるサービス。周りで支える家族等の意見も踏まえて改修計画を立てていく必要がある。



2 対象者

要支援1、要支援2又は要介護1以上の認定を受け、在宅で生活している方（基本チェックリストによる事業対象者の方は対象外）

3 対象となる住宅

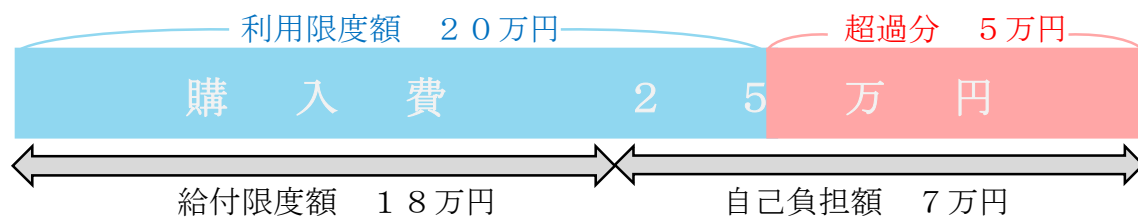
介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅が対象

4 利用限度額

利用限度額は、被保険者一人につき20万円。改修費用が20万円を超える場合は、超過分が全額自己負担となる。また、介護保険負担割合証に記載された負担割合により、自己負担額が異なる。（1割、2割又は3割）

なお、利用限度額（20万円）内であれば、何度でも申請が可能。

※1割負担で工事費用が25万円だった場合



5 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取り扱いについて

以下の場合には、利用限度額がリセットされる。

(1) 3段階リセットの例外（1回のみ）

以前に住宅改修費の支給を受けていても、その後要介護度が3段階以上上がった場合、利用限度額がリセットされる。

（例）

初めて住宅改修費が支給された 住宅改修の着工日の要介護度	3段階リセットの例外の 対象となる要介護度
要支援1	要介護3以上
要支援2又は要介護1	要介護4以上
要介護2	要介護5

(2) 転居リセットの例外

以前に住宅改修費の支給を受けていて、その後転居した場合、利用限度額がリセットされる。

6 住宅改修の対象種目

(1) 手すりの取付け

【参考事例】

対象工事	○居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、玄関、階段等） ○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○下駄箱などの家具等への手すり取付け（安全性が確認できる場合に限る） ○手すりの付け替え、移設（身体状況の変化による場合のみ）
対象外工事	×集合住宅などの共有部分の手すり（所有者の承諾があれば可） ×敷地外への手すり ×転落防止のための柵 ×福祉用具の手すりを置くだけ（取付け工事を伴う物は可）

【付帯工事】

- ・手すりの取付けのための下地補強
- ・既存手すりの撤去費（付け替え、移設の場合）

(2) 段差の解消

【参考事例】

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ○スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○浴室の洗い場の嵩上げ工事 ○敷石をコンクリートスロープにする工事 ○居室や廊下の段差をなくす工事 ○階段の勾配を緩やかにする工事 ○傾斜の解消
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> ×床下収納スペースを埋める工事 ×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ×昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ×着脱式の踏み台の設置（着脱できないよう固定する場合は対象） ×浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事 ×転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため）

【付帯工事】

- ・浴室の段差解消（浴室の床の嵩上げ）に伴う給排水工事
 - ・転落防止柵の設置（スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）
- ※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴槽用すのこについては「福祉用具購入」の支給対象とする。
- ※玄関以外の場所（勝手口や縁側など）から出入りするための改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入すること。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

【参考事例】

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段の滑り止め（固定されているもの）
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場に置くだけ ×転倒時のけが防止のため、床を柔らかい材質のものに変更

【付帯工事】

- ・床材の変更のための下地や根太（ねだ）補強
- ・通路面の変更のための路盤の整備

※改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は支給対象外。

(4)引き戸等への扉の取替え

【参考事例】

対 象 工 事	○開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○扉位置の変更 ○扉の撤去 ○ドアノブの変更 ○戸車の設置
対 象 外 工 事	×自動ドアに取替えた場合の動力部分相当費用 ×扉の新設（身体状況により移動や福祉用具導入に支障が生じる場合で、扉×位置の変更と比べ、費用が低廉に抑えられる場合は対象。壁を取壊す費用は対象外） ×間口の拡大（身体状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は対象） ×雨戸の取替え ×劣化によるレール、戸車等の取替え

【付帯工事】

- ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事

(5)洋式便器等への便器の取替え

【参考事例】

対 象 工 事	○和式便器から洋式便器への取替え ○和式便器に水洗機能付き変換便座の取付け （工事を伴わないものは福祉用具扱い） ○既存便器の位置や向きを変更する工事
対 象 外 工 事	×洋式便器から洋式便器への取替え（身体状況等により適正な高さのものに取替える場合は対象） ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×暖房便座や洗浄機能等のみを目的とし、これらの機能が付加された便座への取替え ×電気工事

【付帯工事】

- ・便器取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）
- ※水洗和式から水洗洋式の工事は給排水工事も対象とする。非水洗和式から水洗洋式の給排水工事は新設とみなされ対象外。また、電気配線、天井等の工事も対象外。
- ・便器取替えに伴う床材の変更

(6) 上記(1)～(5)の改修に付帯して必要となる住宅改修(再掲)

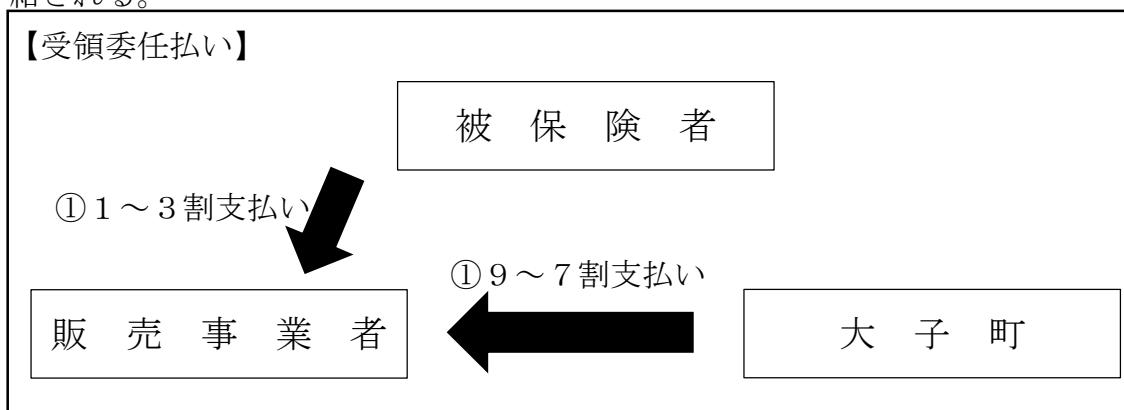
【参考事例】

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○手すり取付けのための下地補強 ○既存手すりの撤去費（付替え、移設の場合） ○浴室の段差解消（浴室の床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事 ○転落防止柵の設置（スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置） ○床材の変更のための下地や根太（ねだ）補強 ○通路面の変更のための路盤の整備 ○扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事 ○便器取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） ○便器取替えに伴う床材の変更
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> ×洋式便器から洋式便器への取替え（身体状況等により適正な高さのものに取替える場合は対象） ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×暖房便座や洗浄機能等のみを目的とし、これらの機能が付加された便座への取替え ×電気工事

7 支払の方法

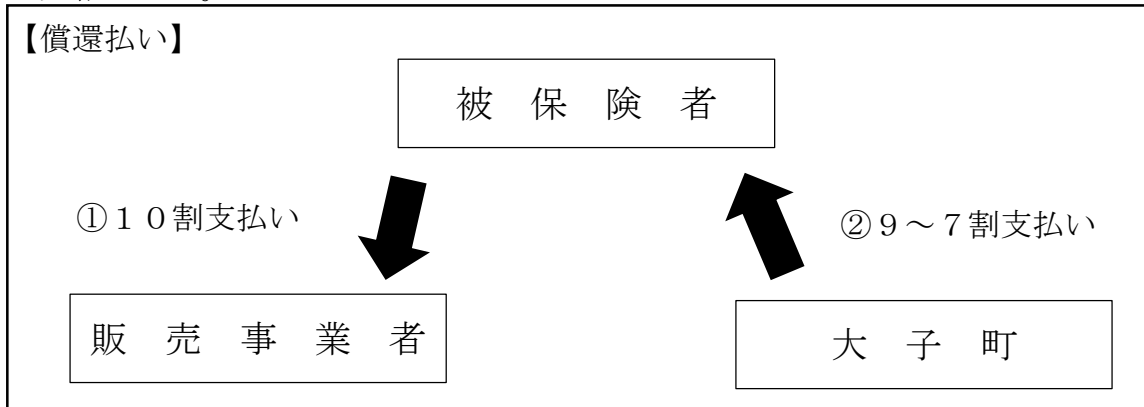
(1) 受領委任払い制度

給付対象部分のうち、被保険者は利用者負担分（1割～3割）の金額のみ施工業者に支払い、残りの9割～7割については、保険者から施工業者に直接支給される。



(2) 償還払い制度

被保険者がいったん改修費用全額を施工業者に支払い、介護保険対象の住宅改修に係る費用（給付対象部分）の9割～7割の金額について、後日被保険者に支給される。



8 住宅改修に関する注意事項

①住宅改修における制約について

厚生労働省の通知において、住宅改修費の支給対象となる住宅改修は「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」とされており、法令等で定められた改修項目で、担当のケアマネージャー等が必要と認めたものに限り対象とする。

②新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象外。ただし、竣工日以後に手すりを設置するなどの場合は支給対象とする。

③老朽化等に伴う住宅改修について

改修理由が単に老朽化や故障等の場合は支給対象外。

④ADL（日常生活動作）の範疇から逸脱する住宅改修について

介護保険の住宅改修は、あくまでも在宅生活を続けていくための動作（食事摂取、トイレに行く、入浴する、外出するなど被保険者本人の身の回りの動作）を助けるもの。趣味や仕事といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事は支給対象外。

⑤一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修を支給対象とする。その

ため、被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外。

⑥施設入所者の自宅の改修について

施設入所者が自宅へ外泊する場合でも、生活の拠点は施設にあるため支給対象外。

⑦住宅改修に係る事前申請について

- ▶ 着工前に必ず担当のケアマネージャー等に相談し、保険者に事前申請が必要。事前申請をしないまま着工した改修工事は支給対象外。
- ▶ 要介護認定申請中の方でも事前申請が可能。事前申請承認後であれば工事着工は可能であるが、事後申請は認定結果が出た後となる。認定結果が「非該当」の場合は、申請取下げとなる。
- ▶ 入院、入所中の方でも退院、退所予定があれば事前申請が可能。事前申請承認後であれば工事着工は可能であるが、事後申請は退院、退所した後となる（一時帰宅中の事後申請は認められない）。退院、退所できなくなった場合は、申請取下げとなる。

⑧改修工事完了前に被保険者が入院（死亡）した場合について

- ▶ 住宅改修完了前に被保険者が容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、入院するまでに工事が完成した部分までが支給対象とする。
- ▶ 住宅改修完了前に被保険者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが支給対象とする。

⑨支給申請内容に変更が生じた場合について

- ▶ 事前申請で承認された改修内容に変更が生じたり、追加が必要になった場合は、介護保険住宅改修費の支給を受けられないことがあるため、工事着手前に必ず保険者まで連絡すること。

9 申請の流れ

(1) ケアマネージャー等に相談

担当のケアマネージャー等に相談し、申請内容を決定する。改修内容によっては、改修費の一部や全部が認められず、被保険者になる場合があるので、十分に検討すること。

(注意事項・Q&A参照)



(2) 施工業者の選定

施工業者を選定し、住宅改修に係る見積書や関係書類等の準備を依頼する。



(3) 事前申請 (※事前申請せずに着工した改修工事は、保険給付の対象外)
施工業者やケアマネージャー等を通して、次の書類を保険者に提出すること。

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネージャー等が作成）
- ・工事費見積書（通常、施工業者が作成）
- ・平面図（通常、施工業者が作成）
- ・工事予定箇所の写真
- ・介護保険給付に係る受領委任払いの同意書（受領委任払いを希望する場合）



(4) 着工許可

着工の許可が下りた日から工事着工。



(5) 改修工事の着工・完了・支払い

事前申請で承認された改修工事を実施。改修工事完了後に施工業者に代金（償還払いは全額、受領委任払いは被保険者負担分）を支払い、領収証を受け取る。



(6) 事後申請

施工業者やケアマネージャー等をとおして、次の書類を保険者に提出すること。

- ・領収証（写し）原本と相違ないことを確認するため原本も持参すること。
- ・改修前及び改修後の写真（写真内に撮影日が入れ込んであるもの）



(7) 支給決定

保険者で申請書類を審査し支給・不支給の決定を行い、販売事業者宛に通知のうえ申請書に記入した口座へ支給。

※生活保護受給者について

購入前に生活保護の実施機関への事前相談が必要

10 施工業者について

住宅改修を行う業者については指定はない。ケアマネージャー等と相談して改修内容を決めてから、複数の事業者に見積書の作成を依頼し、比較・検討したうえで、事業者を選定すること。

また、知り合いの事業者に改修を依頼する場合であっても、まずはケアマネージャー等に相談して、一連の流れに沿って進めること。

なお、家族等が改修を行うことも可能（償還払いでの申請となる）。

※P19「12 その他」を参照

11 他市町村からの転入について

前住所地において認定を受けている被保険者が、大子町に転入する場合には、転入日から14日以内に介護認定申請の手続きをすることで、前住所地の要介護度を引継ぐことが可能。転入前に転入先（大子町）の住宅を改修する必要がある場合は、事前に保険者へ相談すること。

なお、転入前に住宅改修をすることになった場合、領収書の日付は、大子町の介護保険資格取得日以降になるので注意。

12 その他

(1) 住宅改修後の生活状況について

担当ケアマネージャーは、住宅改修によって改善された生活状況等をモニタリングして、それを評価し以後のケアプランに反映させること。

(2) 家族等が行う住宅改修について P.17「9. 申請の流れ」と同じ手順は同じ

① 材料費のみを支給対象とするもの（工賃は対象外）

- ・被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合
- ・同居している家族等が、個人事業者として行う場合
- ・同居している家族等が、改修事業者へ勤務しているが、業務外で行う場合

② 材料費及び工賃を支給対象とするもの

- ・別居している家族等が、個人事業者として行う場合（同一敷地※内は同居と

- して扱う) ※同一住所又は土地の所有者が同一の隣接する敷地
・同居している家族等が、改修事業者の従業員として行う場合

住宅改修 Q&A

【他制度との併用】

- Q 大子町住宅リフォーム助成金制度と併用は可能か。
- A 可能。しかし、リフォーム箇所と改修箇所の重複申請はできないので、それぞれの申請書を各担当課へ提出する際は、内容を明確に記載する必要がある。
- (大子町住宅リフォーム助成金担当課：建設課)

【住宅改修が必要な理由書①】

- Q 理由書は誰が作成するものなのか。
- A 基本的には、居宅サービス計画等を作成する担当ケアマネジャー（地域包括支援センター担当職員を含む。）とされていて、介護（予防）支援事業の一環として位置付けられている。ただし、上記のような担当がいない場合は、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者が理由書を作成することが可能。

【住宅改修が必要な理由書②】

- Q 介護認定調査時は、歩行及び座位保持ができない状態であった。身体状況が改善したことにより、廊下や浴室に手すりを取付けた場合、支給対象となるか。
- A 保険者（大子町）は、身体状況を把握するため、認定情報を確認している。身体状況の改善等による改修の必要性を理由書に明記し、認定情報との矛盾がないようにすることで、支給対象と判断することが可能。

【住宅改修の承諾書】

- Q 住宅が亡くなった家族の名義のままになっている場合は、誰の承諾を得ればよいのか。
- A 住宅の名義変更がされていない場合は、法定相続人の承諾を得て、承諾書を作成すること。

【見積書①】

Q 改修内訳は、材料別に「一式」の記載でよいか。

A 改修の箇所、数量、面積等の規模を明確にするため、材料費や施工費が区分できない改修についても、可能な限り内容を記載すること。(各箇所にどの長さでどの材料を使用したか、コンクリートを使用する場合は、面積や使用量等)

【見積書②】

Q 申請に係る見積書作成の手数料等は諸経費に含めてよいか。

A 申請書類作成手数料、写真代、印紙代、損害保険料等は、支給対象外。申請内容とは別に、被保険者に請求する場合は、項目を設け明記すること。

【見積書③】

Q 値引きをする場合の注意点はあるか。

A 値引きは、消費税の計算前に行うこと。

【改修箇所の写真】

Q 日付を入れずに印刷してしまったが、写真へ直接記入してもよいか。

A 日付を手書きで記入した写真は受理できないので、再度作成をすること。黒板や紙に日付を記入したものを、改修箇所に置いて撮影した写真でも可能。

【領収書①】

Q 改修費用を家族が支払ったため、領収書の宛名は、家族の氏名でよいか。

A 宛名は被保険者本人の氏名に限る。

【領収書②】

Q 家族等が行う改修の場合、材料費の領収書は、ホームセンター等のレシートでよいか。

A 領収書(宛名が被保険者のもの)が必要。商品名、数量が記載されたレシートを領収書に添付すること。

【給付額減額】

Q 介護保険料の未納により、給付額減額期間中であるが、住宅改修を実施した場合、支給対象となるか。

A 支給対象とする。しかし、給付制限期間中の改修の場合は、自己負担は3割又は4割となる。

【自己負担がない場合】

Q 親族が経営している改修事業者が改修を行った際に、被保険者負担の全額を改修事業者が負担してくれた（被保険者の支払いは発生しなかった）。この場合は、支給対象となるか。

A 被保険者の負担割合は、改修費の9割、8割又は7割とされている。値引きがあった場合には、値引き後の金額に対して負担割合が計算されるので、上記のように自己負担が発生しなかった（値引き後の金額が0円）場合は、支給対象外。

【手すりの取付け①】

Q 2階に趣味の為の部屋があり、階段に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。

A 趣味、嗜好及び崇拜の場所への移動を目的とするものは、支給対象外。

【手すりの取付け②】

Q 下肢筋力が衰えてきたため、リハビリ目的で階段に手すりを取り付けたいが、支給対象となるか。

A リハビリを目的とするものは、支給対象外。

【手すりの取付け③】

Q 高い場所に取り付ける手すりを（手すりの間から下へ転落する恐れがあるため）柵付きの手すりとする場合は、支給対象となるか。

A 手すりの取付けは、転倒予防や移動、移乗等の動作を助けることを目的としていることから、転落防止は目的外となる。改修費を按分した場合は、手すり部分のみを支給対象とすることが可能。

【段差の解消①】

Q 廊下と各部屋との段差が複数あり、段差解消のために廊下のかさ上げを行う場合は、支給対象となるか。

A 敷居の撤去やスロープの設置で対応できない場合（一つの動線上に段差が対面している、連続している等）は、生活動線上であれば支給対象とする。（生活動線上になる部分と、ならない部分を図面及び見積書等で明確に按分する必要がある。）老朽化によるものは生活動線上であっても支給対象外。

【段差の解消②】

Q 敷地内にスロープを設置する場合は、幅の制限はあるか。

A 特に決められた制限はないが、車椅子の利用の安全性から、1メートル前後が妥当と考えられる。

【段差の解消③】

Q 上がり框で段差を2段にする改修は、支給対象となるか。

A 段差の改修として、支給対象とする。

【段差の解消④】

Q 身体状況により使用できなくなった掘り炬燵を埋める改修は、支給対象となるか。

A 掘り炬燵は生活動線とはならないため、支給対象外。移動の円滑化として、畳からフローリング材への変更に伴う改修（付帯工事）としては支給対象。

【段差の解消⑤】

Q 3段の上がり框を、段差を変えずに踏みしろ部分の面積を広げる場合（移動の安全や車いすでの移動目的）は、支給対象となるか。

A 段差の解消が目的でない場合は、支給対象外。

【床又は通路面の材料の変更①】

Q 玄関から車の乗車場所までの通路（土）が、降雨によって滑りやすく、転倒の恐れがある。採石で転圧する場合は、支給対象となるか。

A 採石を転圧した場合、長く平面状態を保つとは考えにくいいため支給対象外。コンクリート、アスファルト、レンガ、タイル及び土舗装の転圧等は支給対象とするため、採石転圧が上記舗装の付帯工事（路盤の整備）となる場合は、支給対象とする。

【床又は通路面の材料の変更②】

Q 自宅で車いすを使用しているが、廊下のきしみや沈みこみ解消のために床材の変更をした場合は、支給対象となるか。

A 通常の廊下の床材の場合、車いすの重さに耐えられないことは考えにくく、老朽化や物理的、科学的な摩耗及び消耗等が改修理由となる場合は、支給対象外。

【床又は通路面の材料の変更③】

Q 居室への出入りを容易にするため、縁側へレンタルの昇降機の設置を検討している。砂利等で不安定な設置場所をコンクリートで舗装した場合は、支給対象となるか。また、設置場所からのアプローチ部分が砂利等で不安定なため、同様に舗装した場合は、支給対象となるか。

A レンタルの昇降機の設置は、住宅改修の対象ではないことから、設置のためにコンクリートで舗装する場合は、支給対象外。昇降機設置場所からアプローチ部分をコンクリート等で舗装する場合は、設置部分を除いて支給対象とする。

【通路の拡張】

Q 車いす利用者が乗車するため、玄関前の通路を拡張し、車が入れるようにした場合は、支給対象になるか。

A 本人ではなく、車の乗り入れのための通路となるため、支給対象外。また、本人のための通路の拡張であっても、(床又は通路面の)材料の変更を伴っていない改修は、支給対象外。

【通路の新設】

Q 門の脇の壁を取り崩し、スロープで新しい通路を新設する改修は、支給対象となるか。

A 通路の新設は支給対象外。ただし、スロープの横に手すりを取り付ける場合は、手すりの取付けとして、支給対象とする。

【引き戸等への扉の取替え】

Q (動力を使わず扉が閉まる)オートクローズタイプの扉へ取替えした場合は、支給対象となるか。

A 引き戸等への扉の取替えの必要性に合わせて設置した場合には、支給対象とする。

【洋式便器等への便器の取替え①】

Q 便器の取替えに伴う給排水工事は「水洗化に係るもの」を除き認められるが、その改修の範囲はどのような取扱いか。

A 「便器の取替えに伴う給排水工事」とは、和式の水洗便器を洋式の水洗便器に取り替えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定している。浄化槽の設置工事や屋外の給排水工事は支給対象外。非水洗便器から水洗式便器(簡易水洗含む)に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分(配管、浄化槽工事等)についても、介護保険の支給対象外。原則として対象となるのは便器の金額のみ。

【洋式便器等への便器の取替え②】

- Q 和式便器に腰掛便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）を設置して使用しているが、洋式便器へ取替える改修は、支給対象となるか。
- A 介護保険で便器の取替えを改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定している。立ち上がりには問題が無い場合は、支給対象外。

【洋式便器等への便器の取替え③】

- Q 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付きの洋式便器への取替えは、支給対象となるか。
- A ウォシュレット機能付きの洋式便器が一般的に供給されていることから、上記を選択した場合であっても、支給対象とする。ただし、本体以外の別売品（リモコン等）は支給対象外。

【洋式便器等への便器の取替え④】

- Q 身体状況の変化により、既存の洋式便器の向きを変える改修は、支給対象となるか。
- A 洋式便器等への便器の取替えとしてであれば支給対象とする。（種目は洋式便器等への便器の取替えになるが、支給対象とするのは、向きの変更による付帯工事のみで、便器本体は対象外）。

【洋式便器等への便器の取替え⑤】

- Q 身体状況の変化により、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の改修は便器の取替えとして支給対象となるか。
- ① 洋式便器をかさ上げする工事
 - ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
 - ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合
- A ①は支給対象とする。
- ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象外。適した高さにするために取り替えるという理由であれば、便器の取り替えとして支給対象とすることが可能。
- ③は、住宅改修ではなく、特定福祉用具購入の支給対象とする。

【洋式便器等への便器の取替え⑥】

- Q 屋外にあるトイレの和式便器を取り壊し、居室近くにトイレ（洋式便器）を新設した場合は、支給対象となるか。
- A 和式便器を洋式便器に取替えたものと考えられるので、支給対象とする。既存のトイレを取り壊さない場合は支給対象外。

【玄関以外の出入り】

- Q 玄関以外の出入り口へ手すりやスロープを取付ける場合は、支給対象となるか。
- A 出入り口の改修については、生活動線上で最も利用の多い出入り口（1か所）が支給対象とする。（理由書等に明確に記載すること。）ただし、身体状況等の理由から、2か所の改修が必要である場合は、保険者へ相談すること。

【住所地以外の改修】

- Q 隣接する家族宅（別住所）で入浴をしているが、家族宅の浴室を改修する場合は、支給対象となるか。
- A 被保険者の住所地以外の改修は支給対象外。ただし、住所地の住宅に設備が無く、家族宅で共用している生活部分は、支給対象とする場合がある。

【店舗の改修】

- Q 店舗併用住宅に住んでおり、日中は店舗にいることが多いが、住宅と店舗間の段差の解消や手すりの取付け等の改修は支給対象となるか。
- A 店舗に関する改修は、設備の費用となり、営業用の経費と考えるので、支給対象外。ただし、外への出入り口が店舗側の1か所しか無い場合は、外出のための動線となるので、支給対象とする。

【賃貸住宅の改修】

- Q 賃貸住宅に手すりを取付ける場合は、支給対象となるか。
- A 住宅改修の制度上は支給対象となるが、住宅の所有者の承諾を得る必要がある。

【3段階リセットの例外】

Q 介護度が要支援2の時に、洋式便器等への便器の取替えて20万円以上の改修を行った。その後、要介護4となり、車いすでの移動のためにスロープの設置等の段差の改修が必要となった。再度改修を行った場合は、支給対象となるか。

A 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護度が要支援2となり、要介護度が3段階以上上がった場合に該当するので、支給対象とする。

【転居リセットの例外①】

Q 改修後、住宅を建て替えた場合は転居リセットの例外となるか。

A 建て替えは転居ではないため、転居リセットの例外とはならない。

【転居リセットの例外②】

Q 母屋から離れに居住を移した場合、転居リセットの例外となるか。

A 母屋と離れの住所が違う場合は、住所変更をすることにより、転居リセットの例外となる。(同一敷地内の場合は、土地の分筆をし、枝番が付くなど住所の表示が変わり、住所変更をすることにより、転居とすることが可能。)

【転入前の改修】

Q 他市町村から大子町の家族宅に転入することになり、転入前に廊下とトイレに手すりを取付けたいが、支給対象となるか。

A 転入前であっても、事前申請を行い、保険者が審査を行ったうえで改修を行った場合は、支給対象とする。なお、改修を行った住所地へ転入ができなくなってしまった場合は、支給対象外(全額自己負担)。
また、事後申請は、住所地への転入手続き後に行う(領収書の日付は、大子町の介護資格取得日以降になるので注意。)

【ユニットバスへの改修】

Q 浴室をユニットバスにする場合は、改修の支給対象となるか。

A 老朽化による改修では支給対象外であるが、被保険者が自立又は介助により入浴できるようにする目的の改修であれば、支給対象とする。

①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする改修

②浴室の床を滑りにくい床材とする改修

③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状を適切にする目的の改修

上記が支給対象であるが、対象外の部分(壁、天井、電気、鏡、シャワー等)の改修費と按分する必要がある。改修理由や改修内容を明確に理由書等へ記載すること。

【複数被保険者の改修】

- Q 同一住宅に2人（夫婦）の被保険者がいる場合は、重複しないように対象となる改修を設定しなければならないとされるが、玄関の改修工事において、段差の解消を夫、手すりの取付けを妻というように行う改修は、支給対象となるか。
- A 同一住宅に複数の被保険者がいる場合は、被保険者毎に支給申請を行い、被保険者毎に利用限度額管理が行われる。同時に複数の被保険者にかかる改修が行われた場合は、各被保険者の改修の範囲が重複しないようにする必要がある。質問のように改修が重複しない場合は、支給対象とする。また、1人20万円である利用限度額の合算は不可。

大子町ホームページ掲載申請書等

- ※介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書【受領委任払い用】
様式第28号の2（第26条の2関係）
 - 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
様式第28号（第26条関係）
 - ※介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い用】
様式第29号の2（第27条の2関係）
 - 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
様式第29号（第27条関係）
 - 住宅改修が必要な理由書
 - ※住宅改修の承諾書
 - ※介護保険給付に係る受領委任払いの同意書
様式第28号の3（第26条の2、第27条の2関係）
 - 特定福祉用具再購入理由書
 - 介護保険居宅介護（予防）住宅改修内容変更届出書
- ※押印が必要

この手引きは、厚生労働省老人保健福祉局老人福祉局老人保健事務連絡「介護報酬に係るQ&A」、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET（ワムネット）からの抜粋及び茨城県介護保険指導監査室からの指導を参考としています。掲載内容以外のご質問は、厚生労働省老人保健福祉局老人福祉局老人保健事務連絡「介護報酬に係るQ&A」を参考にさせていただくか、保険者（福祉課）にお問い合わせください。

令和7年4月

福祉課 高齢介護担当
0295-72-1135（直通）